

日置市中央公民館 使用料

(単位：円)

区分			使用時間	午前 8 時 30 分 から午後 1 時 まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から午後 10 時まで	冷暖房 (1 時間 (1 時間未満 は、1 時間とす る。以下同 じ。)につき)
日置市中央公民館	中ホール	入場料を徴収しない場合	平日	5,500	5,500	11,000	310
			休日等	6,600	6,600	13,200	
		入場料を徴収する場合 (これに準ずる場合を含む。以下同じ。)	平日	11,000	11,000	22,000	630
			休日等	14,300	14,300	28,600	
	和室 1			1 時間につき 270		1 時間につき 540	110
	和室 2			1 時間につき 270		1 時間につき 540	110
	工作実習室			1 時間につき 130		1 時間につき 260	110
	調理実習室			1 時間につき 200		1 時間につき 400	110
	小会議室			1 時間につき 170		1 時間につき 340	110
	大会議室			1 時間につき 410		1 時間につき 820	110
	講座室 1			1 時間につき 130		1 時間につき 260	110
	講座室 2			1 時間につき 130		1 時間につき 260	110
	講座室 3			1 時間につき 140		1 時間につき 280	110
	講座室 4			1 時間につき 130		1 時間につき 260	110
	研修室 1			1 時間につき 150		1 時間につき 300	110
	研修室 2			1 時間につき 200		1 時間につき 400	110
	研修室 3			1 時間につき 130		1 時間につき 260	110
	映写機一式			1 回につき 1,100			—
	ピアノ			1 回につき 550			—
	日置市東市来中央公民館	多目的ホール	入場料を徴収しない場合	平日	1 時間につき 830		1 時間につき 1,660
休日等				1 時間につき 1,020		1 時間につき 2,040	
入場料を徴収する場合			平日	1 時間につき 1,670		1 時間につき 3,340	410
			休日等	1 時間につき 2,040		1 時間につき 4,080	
和室			1 時間につき 130		1 時間につき 260	110	
工作室			1 時間につき 190		1 時間につき 380	110	
調理室			1 時間につき 180		1 時間につき 360	110	
大会議室			1 時間につき 270		1 時間につき 540	110	
小会議室			1 時間につき 180		1 時間につき 360	110	
パソコン室			1 時間につき 160		1 時間につき 320	110	
保育室			1 時間につき 130		1 時間につき 260	110	
陶芸用電気窯 (素焼又は本焼)			1 回につき 2,750			—	
映写機一式			1 回につき 1,100			—	

日置市中央公民館 使用料

日置市日吉中央公民館	大会議室			1時間につき400	1時間につき800	110	
	小会議室			1時間につき130	1時間につき260	110	
	和室			1時間につき130	1時間につき260	110	
日置市吹上中央公民館	大ホール	入場料を徴収しない場合	平日	5,500	5,500	11,000	310
			休日等	6,600	6,600	13,200	
		入場料を徴収する場合	平日	11,000	11,000	22,000	
			休日等	14,300	14,300	28,600	
	第1和室			1時間につき130	1時間につき260	110	
	第2和室			1時間につき130	1時間につき260	110	
	第1会議室			1時間につき130	1時間につき260	110	
	第2会議室			1時間につき130	1時間につき260	110	
	第3会議室			1時間につき190	1時間につき380	110	
	大会議室			1時間につき190	1時間につき380	110	
	視聴覚室			1時間につき150	1時間につき300	110	
研修室			1時間につき180	1時間につき360	110		
調理室			1時間につき270	1時間につき540	110		

備考

- 1 休日等とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。
- 2 使用者が入場料を徴収する場合において、これに準ずる場合とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 会費を徴収して入場させる場合
 - (2) 会員制度により会員を招待して入場させる場合
 - (3) 商品等の売上高により招待券（名目のいかんにかかわらず、これに類するものを含む。）を発行して入場させる場合
 - (4) 入場整理料等の名目で料金を徴収する場合
- 3 使用者が日置市に住所を有する者でない場合の使用料の額は、この表により算定した額に100分の200を乗じて得た額とする